

令和6年度 就学援助制度についてのご案内

江津市教育委員会

就学援助とは、子どもたちが保護者の経済状況にかかわらず、安心して通学し学校生活を送ることができるよう、学校に支払う学校給食費や修学旅行費などの費用の一部を、教育委員会が援助する制度です。

援助を受けるためには教育委員会の認定が必要ですので、希望される人はこの文書の内容をご確認のうえ、申請してください。なお、令和5年度に就学援助を受けていた方が、継続して援助を希望する場合も申請が必要です。

援助を受けることができる方

- ・生活保護を受けている世帯（＝要保護）
- ・次の事項に該当するなど生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる世帯（＝準要保護）
 - ① 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
 - ② 市町村民税の非課税または減免
 - ③ 個人の事業税の減免
 - ④ 固定資産税の減免
 - ⑤ 国民年金の掛金の減免
 - ⑥ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予
 - ⑦ 児童扶養手当の受給
 - ⑧ 生活福祉資金貸付制度による貸付
 - ⑨ 経済的に不安定な家庭 など

援助の内容

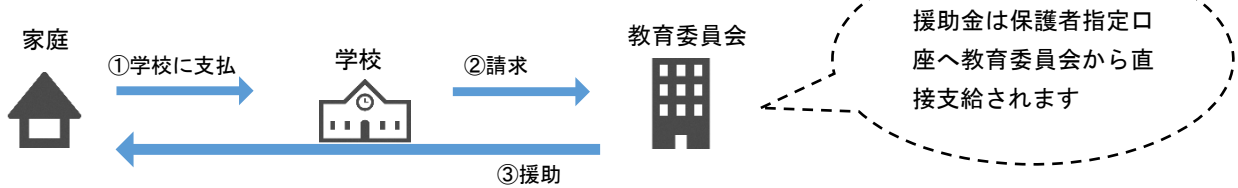
下記の費目について、援助限度額内で支給します。

- ①学用品費 ②通学用品費（1年生以外） ③新入学用品費（1年生のみ）
④校外活動費 ⑤修学旅行費 ⑥生徒会費 ⑦PTA会費 ⑧学校給食費 ⑨医療費

- ・医療費は、う歯（虫歯）・中耳炎・慢性副鼻腔炎・結膜炎・とびひ・アデノイド他、健康診断で指摘を受けたものについて、助成します。
- ・医療券の交付を受けた児童生徒及びその保護者はマイナンバーを提出する必要があります。（すでに提出済みの人は不要です）
- ・生活保護世帯（＝要保護者）の場合は、修学旅行費と医療費のみ就学援助費から支給します。
学用品費や学校給食費等の費目は、生活保護の教育扶助より支給されます。
- ・新1年生対象の新入学用品費は、入学する前年度に申請があれば、入学前の3月に支給を受けることができます。

（裏面に続く）

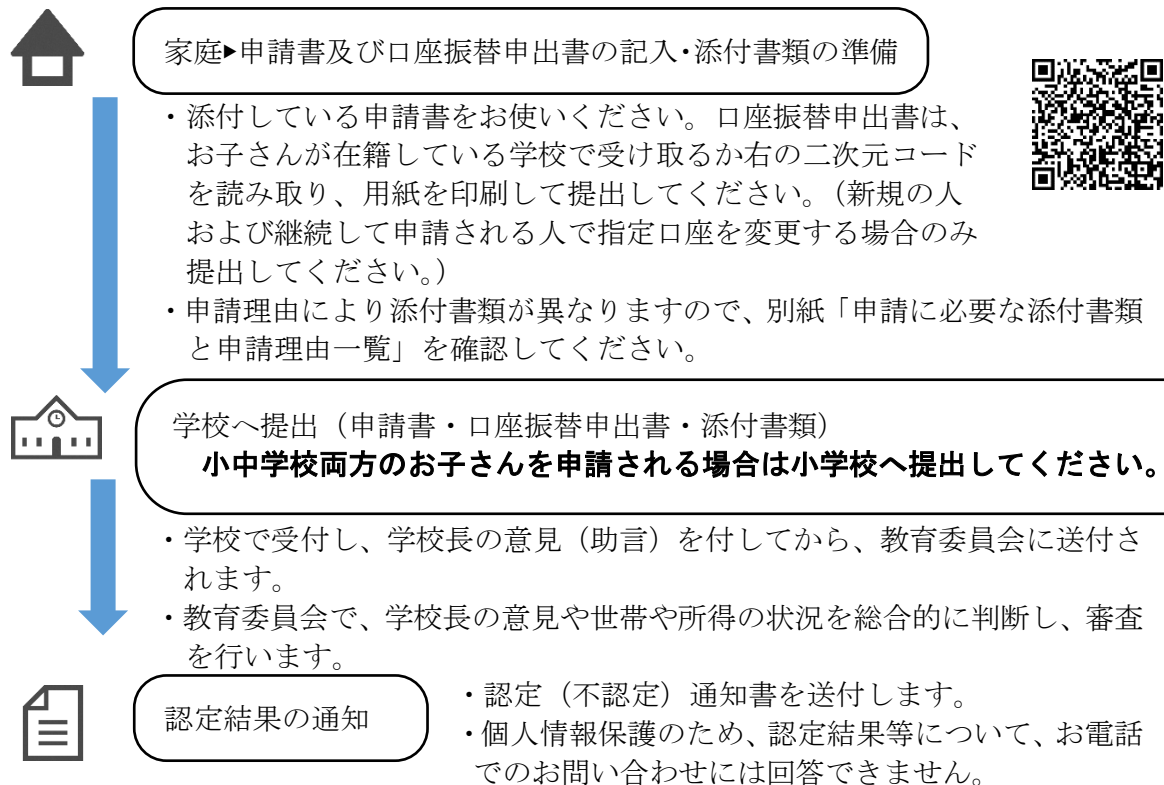
援助金支給の流れ



※就学援助費として支給する援助金は、学期ごとに支給します（7月・12月・3月）。

申請方法

申請の流れ



申請時期

申請区分	保護者から学校へ申請書の提出期限	結果の通知時期	認定年月日
①新入学用品費の入学前支給を希望する場合（小学校・中学校で新1年生になる子がいる家庭）	2月16日（金）	3月中旬	3月中旬 ※仮認定です。 入学後再審査します。
②上記以外の家庭	3月1日（金）	6月中旬	4月1日

問い合わせ先

- ①お子さんが在籍している小・中学校もしくは入学を予定している小学校
- ②江津市教育委員会 学校教育課（TEL 0855-52-7495）